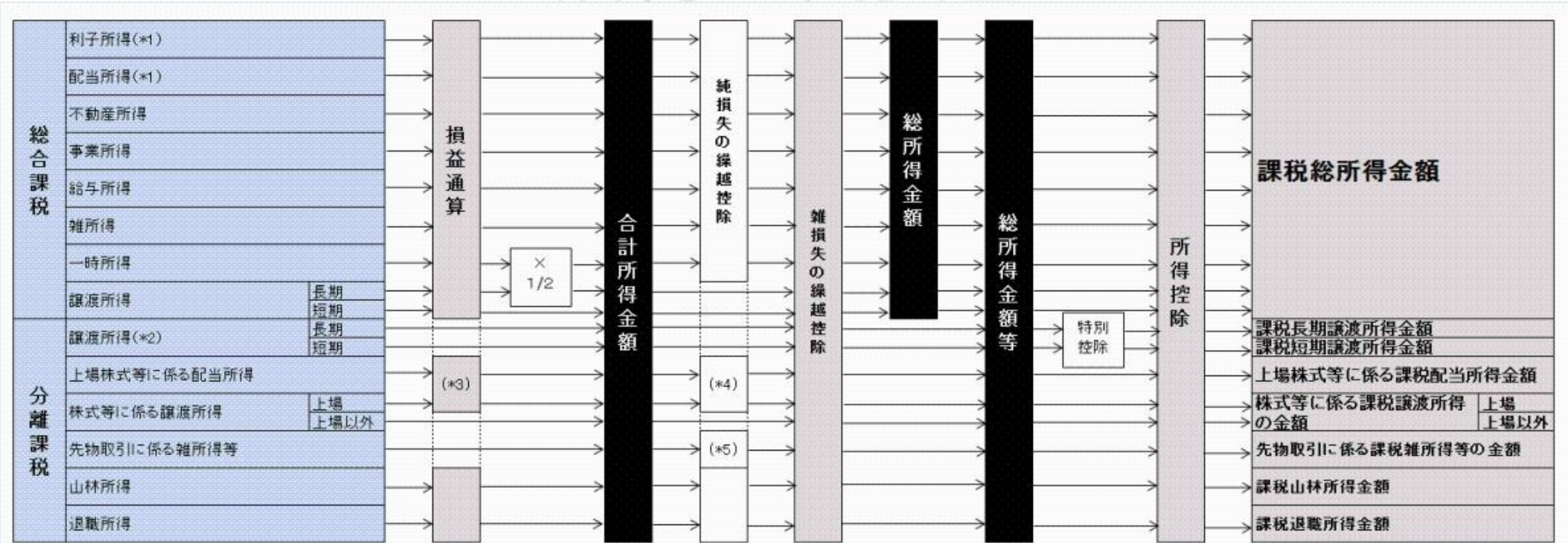


# 所得の概要図



- \*1 一律分離課税の適用を受けているものを除きます
- \*2 居住用財産の買替等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
- \*3 上場株式等に係る譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。
- \*4 \*3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。
- \*5 先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができます

## 国保保険料

旧ただし書き所得 = 総所得金額等※ - 住民税基礎控除額(33万円)

※総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計です。

ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しません。

## 後期保険料

※「所得割額」は被保険者の前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を控除した額に「所得割率」を乗じた額になります。